

感染症発生時の対応マニュアル

～ 目 次 ～

1. 感染症予防への取り組み
 - ① 募集型企画旅行の主な取り組み P2
 - ② 募集型企画旅行の具体的な取り組み P2～3
 - ③ 受注型企画旅行・手配旅行の取り組み P3
 - ④ 単品手配（交通・宿泊な） P3
 - ⑤ 営業担当者・添乗員の取り組み P4
 - ⑥ 感染症拡大防止策の為の健康管理について P4
2. 罹患者が発生した場合の対応
 - ① 乗客（利用客）の中で発生したとき P5
 - ② 従業員の中で発生したとき P5
 - ③ 職場の消毒 P5
 - ④ 罹患従業員の職場復帰取り扱い P6
 - ⑤ 罹患従業員以外の職場復帰取り扱い P6
3. その他
 - ① 従業員が濃厚接触者と認定されたとき P6
 - ② 従業員と同一住所に居住する者が感染した
若しくは疑わしいとき P6



1. 感染症予防への取組

(感染症蔓延時における日常の予防対策)

※当社では感染症法に基づき、下記の疾病を感染症と定義する。

- ① 指定感染症・・・新型コロナウイルス感染症
- ② 一類感染症・・・エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等
- ③ 二類感染症・・・結核、SARS、鳥インフルエンザ等
- ④ 新型インフルエンザ等感染症・・・新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ

① 募集型企画旅行の主な取り組み

- (1) アルコール消毒液の準備
- (2) 乗車時にアルコール消毒液を乗客の手指への散布補助
- (3) 乗車定員を3分の2とする。
- (4) 乗務員及び添乗員はマスク着用の上で業務に就く。
- (5) 車内喚起に努める。
- (6) ツアー参加者に罹患者が発生した場合に備えて緊急連絡先を確認
- (7) 食事付ツアーについては、卓盛りを避け個別に提供するよう施設へ依頼

② 募集型企画旅行の具体的な取り組み

- (1) 感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意し、移動自粛の要請がなされていないことを確認する。
- (2) 旅程上の運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。
- (3) 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難又は困難となる可能性が大きい場合には、旅行実施の是非を検討するよう旅行者（団体責任者・幹事）に助言する。また、旅行開始後にあっても旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいと判明した場合は、旅行の継続の是非を検討するよう旅行者に助言する。

(4) 「3密」リスクを下げる旅程管理の実施

- ・交通機関・宿泊施設：旅程上利用する各交通機関や宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理を行う。
- ・観光地：団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないようガイドレシーバー等を利用したガイディングを行う。また、施設の入口・内部での「密集」「密接」を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行う。
- ・食事：各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理を行ったうえで、食事時の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引く等距離の確保に留意する。
- ・食事施設の従業員との接触を可能な限り最小限にとどめることに留意する。
(例：料理説明をメモに変更するなど)
- ・人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にするなどして、食事時の感染リスクを低減する。

(5) お客様の健康管理、社員及び添乗員等関係者の健康管理

- ・出発前にお客様の体調確認（検温など）を行い、**37.5度以上**の発熱や感染のある症状を呈しているお客様には、旅行への参加をご遠慮頂く。
- ・旅行中に体調不良になったお客様は離団し、他のお客様への感染防止の対応を行い、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診出来るよう事前準備を行う。
- ・離団されるお客様の出発地または自宅等に戻るために必要に応じたサービスを提供する。
- ・旅行中、お客様にはマスクの着用を要請し、要所要所での手洗い・うがいが出来る様、適切な休憩場所等を選択する。

③ 受注型企画旅行・手配旅行の取り組み

※募集型企画旅行の主な取り組み・具体的な取り組みに準ずる。

④ 単品手配（交通・宿泊など）

- ・手配する旅行サービス提供事業者が適切な感染防止対策を取っている事業者であることを確認するよう、お客様に案内する。
- ・手配する交通機関・宿泊等の業界等で安全対策が講じられているかをお客様が認識して選定出来る様、必要に応じて情報提供等に配慮する。

⑤ 営業担当者、添乗員の取り組み

(1) 営業活動においては、可能な限り FAX や電話・メール等の通信手段を利用した非対面の形式を採用し、商談時や移動時の感染リスク軽減に努める。

(2) 業務中の検温等体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある添乗員による添乗業務は行わない。

(3) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、その添乗員は添乗業務を行わない。

(4) 万一添乗中に添乗員が体調不良となった場合は、速やかに団体から離脱させ、代替要員の手配を行う。

(5) 添乗員は予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を用意する。

⑥ 感染症拡大防止策の為の健康管理について

(1) 常の体調状態を把握し、体調管理に努める。

(2) 下記の症状で指定感染症が疑われる場合は、各管轄の保健所に相談し指示された医療機関で受診する。

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合
- ・ 強い倦怠感や息苦しさを感ずる場合
- ・ 高齢者や基礎疾患がある者は上記症状が 2 日程度続く場合

① 長崎市保健所 (095-801-1712 平日・土日祝) 対象地域：長崎市

② 西彼保健所 (095-856-5059 平日のみ) 対象地域：西彼杵郡長与町、時津町

③ 県央保健所 (0957-26-3306 平日のみ) 対象地域：諫早市、大村市

④ 県南保健所 (0957-62-3288 平日のみ) 対象地域：雲仙市

※①～④の全ての保健所の開設時間は 9:00～17:30

2. 罹患者が発生した場合の対応

① 乗客（利用客）の中で罹患者が発生したとき

（1）健康状態の把握

- ・当該ツアーを対応した従業員の体調確認及び全従業員（乗務員・事務職員）の体調確認

（2）該当する従業員の対応

- ・該当する乗務員は、感染症拡大防止策の為に健康管理に努める。

② 従業員の中で発生したとき（従業員本人が罹患）

（1）罹患者本人より報告

- ・罹患者本人は保健所の指示に従い医療機関を受診、入院又は自宅待機
- ・医療機関受診により感染が判明した旨を直ちに報告

（本人⇒取締役部長⇒社長）

（2）罹患該当者が発生した旨を緊急連絡先へ報告

- ・取締役部長より全国旅行業協会長崎県支部（095-825-2100）へ報告

（3）罹患者本人への指示

- ・入院隔離以外の自宅療養の場合は外出せず、家庭内での感染拡大防止に注意するよう指示

- ・体調等経過状況を毎日報告するよう指示（本人⇒取締役部長⇒社長）

※感染症拡大防止策については厚生労働省のサイトを参照の事

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

③ 職場（事務所）の消毒

（1）速やかに下記内容で消毒を実施する。

消毒の手段

- ・従業員が罹患した場合：事務所内を専門業者により消毒作業を実施する。

消毒範囲及び使用禁止期間

- ・当該従業員の勤務場所（事務所）とその周辺で、咳やくしゃみの飛沫が直接または手指などを介して間接的に付着した可能性のある部分

- ・事務職：事務所内の消毒、その後1週間感染防止策を行わずに事務所内への立入禁止

④ 罹患従業員の職場復帰取扱い

- (1) 公的機関又は医療機関より罹患者と認定された場合は、認定初診日より起算しておおよそ14日間、入院隔離又は自宅待機とする。
- (2) 職場復帰については公的機関又は医療機関の基準によるものとする。

⑤ 罹患従業員以外の職場復帰取扱い

- (1) 公的機関又は医療機関より濃厚接触者と認定された場合は、認定初診日より起算しておおよそ14日間、自宅待機とする。
- (2) 職場復帰については公的機関又は医療機関の基準によるものとする。
- (3) 濃厚接触者と認定されていない従業員は通常出勤とする。但し毎日の検温を義務とする。

3. その他

① 従業員が濃厚接触者と認定されたとき

- (1) 会社へ報告（本人⇒取締役部長⇒社長）した上で、出社しない。健康観察の状況を毎朝報告する。
- (2) 公的機関より濃厚接触者と認定された場合は、管轄保健所が当該従業員に対して行う健康観察に協力し、指示に従うこと。
- (3) 入院隔離以外で自宅待機中は外出せずに、家庭内での感染拡大防止に注意する。
- (4) 行動指針は、前述に準ずる。

② 同一住所に居住する者が感染した若しくは疑わしいとき

従業員本人は感染していない場合

- (1) 会社へ報告（本人⇒取締役部長⇒社長）した上で、出社しない。
- (2) 行動指針は、前述に準ずる。